

令和7年度鳴門市職員採用試験受験案内【前期(土木技術職)】

(令和7年9月1日以降随時 又は 令和8年4月1日採用予定)

受付期間	令和7年4月1日(火)～4月21日(月)
第1次試験日	令和7年4月1日(火)～4月23日(水)

試験のポイント

- ◆ 第1次試験は全職種 WEB 録画面接試験のみの人物重視の試験です。
- ◆ 第2次試験は SPI3 を実施し、公務員試験対策は不要です。論文試験も行いません。
- ◆ 新卒以外の方は、本人の同意を得た上で令和7年9月1日以降に採用する場合があります。

1 試験区分・採用予定人員・職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
(上級)土木技術職	4 人程度	市の各部局において土木技術等の業務に従事します。
土木技術職 <職務経験者>		

※ 採用予定人員は変更になる場合があります。

2 受験資格

各試験区分の受験要件をすべて満たす者が、その試験区分の試験を受けることができます。

※ 申込みができる試験区分は一つに限ります。

試験区分	受験要件
(上級)土木技術職	平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者
土木技術職 <職務経験者>	1 昭和61年4月2日以降に生まれた者 2 1級土木施工管理技士の資格を有する者、又は民間企業等において土木工事の設計・施工管理・工事管理等に関する職務経験を通算3年以上有する者 (令和7年4月現在)

※ 職務経験は、原則週38.75時間程度の勤務時間で雇用契約した民間企業等(官公庁含む)で、非正規雇用以外の雇用形態で職務に従事した期間をいいます。

上記の受験要件を満たしていても、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
・在留資格において就職が制限されている者は、採用されません。
- (2) 地方公務員法第16条に定める欠格条項(下記の①から③までの事項)に該当する者
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 鳴門市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の内容等

区分	日時	試験方法		試験会場
第1次試験	令和7年4月1日(火) ～4月23日(水)	録画動画面接	設定質問に対し、受験者が動画を撮影してアップロードする投稿形式の面接を行います。 ※ 別紙「鳴門市職員採用試験 WEB 録画面接方法」を参照してください。	WEB 方式
第2次試験	令和7年5月中旬 (予定)	総合能力検査 (SPI3)	基礎能力検査及び性格検査 <択一式 2時間>	鳴門市役所
		専門試験 (上級土木技術職のみ)	大学・高専卒業程度の数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)、材料・施工 <択一式 2時間>	
		面接試験	主として、人物及び職務に対する意欲等についての個別面接を行います。	

4 合格者の発表

区分	期日	方法
第1次試験	5月上旬	第1次試験合格者に電子申請システム上で結果を通知します。
第2次試験	5月下旬	第2次試験受験者全員に電子申請システム上で結果を通知します。

※ いずれの場合も、鳴門市揭示場、市公式ウェブサイト to 合格者の受験番号を掲示します。

5 申込方法 ※ 電子申請により申請してください。

- ・ 具体的な手続きは、別紙「電子申請申込方法」を参照してください。
- ・ 令和7年4月21日(月)の申込完了分まで有効です。
- ・ 原則、電子申請のみの受付となりますが、インターネットによる申込ができない特段の事情がある場合は、令和7年4月16日(水)までに人事課までお問い合わせください。

◆ 注意事項 ◆

- ・ 受付期間を過ぎた申込みは、いかなる理由があれ受理しません。
- ・ 電子申請による申込完了後（正式受付後）、電子申請システム上から受験票をダウンロードできます。（受験票は2次試験時に持参していただく必要がありますのでプリントアウトのうえ大切に保管してください。）
- ・ 次の試験区分については、受験申込時に次の書類を提出してください。
 - ① 土木技術職<職務経験者>のうち、1級土木施工管理技士資格保有者は資格を証明するものの写し
- ・ 土木技術職<職務経験者>の採用合格者のうち、民間企業等での職務経験者には、職務経験の確認のため、最終合格発表後に職歴証明書等を提出していただきます。
- ・ 受験資格がないことや申込書入力事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。

6 合格から採用まで

- ・ 最終合格者は採用候補者名簿に登録し、任命権者が採用者を決定します。
- ・ 採用は、令和7年9月1日以降随時又は令和8年4月1日の予定です。
- ・ 地方公務員法第22条の規定により、採用後6か月は条件付採用となっており、この期間を良好な成績で勤務した場合に正式任用となります。

7 給与

初任給は、鳴門市職員諸給与条例(昭和 32 年鳴門市条例)等の規定により、原則次のとおり支給され、このほか該当者には、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。また、一定の職歴等がある場合は、その職歴に応じて所定の金額が加算される場合があります。

学歴	給料月額(令和 7 年 4 月 1 日現在)
大卒	220,000 円

8 試験結果の口頭による開示請求について

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)に基づき、次のとおり口頭で開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、土、日曜日及び祝祭日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに、受験者本人であることを証明する書類(運転免許証、マイナンバーカード、学生証、旅券等本人の顔写真が添付されている書類)又は受験番号票を持参のうえ、鳴門市企画総務部人事課へお越しいただき、所定の用紙に受験番号と氏名を記入していただきます。なお、電話やメール等による請求はできません。

開示請求できる者	開示内容	開示時期	開示場所
受験者本人	総合得点及び総合順位	合格発表日の翌日から 1 か月間	鳴門市企画総務部人事課

9 試験会場について

- ・時計は、時計機能だけのものに限り使用を認めます。携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末等は、身につけたり、机の上に置くことはできません。

10 その他

- ・咳や発熱などの症状がある場合、体調がすぐれない場合やその他症例により感染症の罹患の懸念がある場合は、受付時にお申し出ください。別室で受験をお願いする場合があります。
- ・自然災害等により試験の延期など試験日程を変更する場合は、当日午前 7 時までに市公式ウェブサイト(<https://www.city.naruto.tokushima.jp/>)でお知らせします。
- ・採用試験に関して提出された個人情報は、採用試験実施の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。なお、提出された書類等は返却しません。

11 この試験に関する問合せ先

鳴門市企画総務部人事課

〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜 170 番地(電話：088-684-1122 E-mail：jinji@city.naruto.i-tokushima.jp)